

運送事業者に対する行政処分(令和4年3月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和4年3月8日	株式会社新潟イタヤ物流倉庫 (法人番号2110001029182)代表者梨本武司	新潟県三条市須頃3丁目181番	本社営業所	新潟県三条市須頃3丁目181番地	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項	令和3年9月7日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	0	0
一般貨物	令和4年3月30日	株式会社新陸運輸 (法人番号3120001027606)代表者金城行彦	大阪府大阪市大正区北恩加島1-18-21	加賀営業所	石川県加賀市宇谷町ヤ1-24	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和3年12月1日、監査実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)(2)運転者台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)(3)運転者に対する指導監督に係る記録義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
一般貨物	令和4年3月31日	能州運輸株式会社 (法人番号9220001015594)代表者垣内忠勝	石川県七尾市中島町長浦子9	本社営業所	石川県鳳珠郡穴水町字川尻元中居南10-19-1、10-20-1	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和3年6月18日、監査実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(安全規則第3条第4項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)(4)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)(5)乗務等の記録記載不備(安全規則第8条)(6)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)(7)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)(8)運転者台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)(9)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(10)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。